

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域の指定【環境局環境監視部環境保全課】 2 3 1 7
- 医療機関の指定【保健福祉局地域支援部保護課】 2 3 1 8
- 指定医療機関からの廃止の届出【保健福祉局地域支援部保護課】 2 3 1 9
- 指定医療機関からの変更の届出【保健福祉局地域支援部保護課】 2 3 2 0
- 介護機関の指定【保健福祉局地域支援部保護課】 2 3 2 1
- 指定介護機関からの廃止の届出【保健福祉局地域支援部保護課】 2 3 2 4
- 指定介護機関からの変更の届出【保健福祉局地域支援部保護課】 2 3 2 5

◇ 公 告

- 大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局地域産業振興部商業振興課】 2 3 2 6
- 大規模小売店舗の廃止の届出【産業経済局地域産業振興部商業振興課】 2 3 2 8
- 大規模小売店舗の新設の届出【産業経済局地域産業振興部商業振興課】 2 3 2 9
- 北九州都市計画地区計画の原案及び変更原案の縦覧【建築都市局計画部都市計画課】 2 3 3 1

北九州市告示第340号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の土地を特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域に指定する。

なお、土壤汚染対策法第15条第1項に規定する形質変更時要届出区域の台帳は、北九州市環境局環境保全課及び北九州市立文書館に備え付ける。

平成25年9月2日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 形質変更時要届出区域の所在地
北九州市門司区片上海岸95番15の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称
水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒^び素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

北九州市告示第341号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により医療機関を指定したので、生活保護法第55条の2第1号の規定により次のように告示する。

平成25年9月2日

北九州市長 北橋健治

1 診療所

(1) ア 一般

名称	所在地	指定年月日
あまのクリニック	北九州市小倉北区東篠崎三丁目5番48号	平成25年7月1日
永井ゆうこクリニック	北九州市小倉北区三萩野一丁目12番28号	平成25年7月1日
宮本眼科	北九州市小倉北区黄金一丁目1番7号	平成25年8月1日

(2) イ 歯科

名称	所在地	指定年月日
下到津ファミリー歯科	北九州市小倉北区下到津一丁目6番38号	平成25年7月1日

2 調剤

名称	所在地	指定年月日
タケシタ調剤薬局三萩野店	北九州市小倉北区黄金一丁目1番9号	平成25年8月1日
アップル薬局	北九州市小倉南区南方三丁目1番27号	平成25年8月1日

北九州市告示第342号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2第2号の規定により次のように告示する。

平成25年9月2日

北九州市長 北 橋 健 治

1 診療所

(1) ア 一般

名 称	所 在 地	廃止年月日
あまのクリニック	北九州市小倉北区東篠崎三丁目5番48号	平成25年6月30日
岡村クリニック	北九州市八幡西区黒崎一丁目5番7号	平成25年7月3日
稗田医院	北九州市八幡西区黒崎三丁目4番17号	平成25年7月31日

(2) イ 歯科

名 称	所 在 地	廃止年月日
湊歯科医院	北九州市八幡西区三ヶ森一丁目6番3号	平成25年8月1日

2 訪問看護

名 称	所 在 地	廃止年月日
訪問看護ステーション きらら	北九州市小倉南区若園一丁目3番2号	平成25年6月30日

北九州市告示第343号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、指定医療機関から名称又は所在地の変更の届出があったため、生活保護法第55条の2第2号の規定により次のように告示する。

平成25年9月2日

北九州市長 北 橋 健 治

1 診療所

名称の変更

名 称		所 在 地	変更年月日
変更前	医療法人岸川医院	北九州市小倉北区宇佐町一丁目7番34号	平成25年6月1日
変更後	医療法人まつおか内科クリニック		

2 薬局

名称の変更

名 称		所 在 地	変更年月日
変更前	有限会社レーベル薬局	北九州市小倉南区下石田一丁目2番5号	平成25年7月9日
変更後	株式会社レーベル薬局		

北九州市告示第344号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定に基づき介護機関を指定したので、同法第55条の2第1号の規定により次のように告示する。

平成25年9月2日

北九州市長 北橋健治

名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	施設又は事業の種類	指定年月日
株式会社トコマ 北九州市小倉北区 木町四丁目15番 3-101号	ケアセンターけい ず 北九州市小倉北区 木町四丁目15番 3-101号	訪問介護 介護予防訪問介護	平成25年 6月28日
医療法人社団養寿園 北九州市門司区春 日町12番8号	居宅介護支援セン ターかすが 北九州市門司区春 日町12番8号	居宅介護支援	平成25年 7月1日
社会福祉法人正勇 会 北九州市小倉北区 西港町30番52 号	ケアプランセンタ ーソレイユ北小倉 北九州市小倉北区 西港町30番52 号	居宅介護支援	平成25年 7月1日
合同会社団欒 北九州市八幡西区 松寿山三丁目2番 5号	デイサービスだん らん松寿山 北九州市八幡西区 松寿山三丁目2番 5号	通所介護 介護予防通所介護	平成25年 7月1日
小森クリニック 北九州市八幡東区 清田二丁目2番2 7号	小森クリニック 北九州市八幡東区 清田二丁目2番2 7号	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成25年 7月4日
合同会社乙女 北九州市小倉南区 下吉田三丁目29 番1号	スローケア 北九州市小倉南区 下吉田三丁目29 番1号	居宅介護支援	平成25年 7月1日
有限会社リンク 北九州市小倉南区 沼本町一丁目1番 15号	デイサービスふあ みりい 北九州市小倉北区 金鶏町3番28号	通所介護 介護予防通所介護	平成25年 7月11日
株式会社ライフケ ア	介護付有料老人ホ ームひかり	特定施設入居者生 活介護	平成25年 7月9日

北九州市八幡西区 則松東二丁目5番 10号	北九州市八幡西区 則松東二丁目5番 10号	介護予防特定施設 入居者生活介護	
医療法人天誠会 北九州市東篠崎三 丁目5番48号	あまのクリニック 北九州市東篠崎三 丁目5番48号	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成25年 7月1日
株式会社カツキ 北九州市小倉南区 葛原東五丁目7番 27号	ケアプラン さや か 北九州市小倉南区 葛原東五丁目7番 27号	居宅介護支援	平成25年 6月23日
株式会社輝き 北九州市小倉南区 下石田一丁目5番 3号	ヘルパーステーシ ョン輝き 北九州市小倉南区 下石田一丁目5番 3号	訪問介護 介護予防訪問介護	平成25年 7月23日
m e l y 福祉株式 会社 北九州市小倉南区 下石田二丁目10 番30号	m e l y のケアプ ラン 北九州市小倉南区 下石田二丁目10 番30号	居宅介護支援	平成25年 6月1日
株式会社みんなの いえ北九州市若松 区波打町6番11 号	ヘルパーステーシ ョンみんなのいえ 北九州市若松区波 打町6番11号	訪問介護 介護予防訪問介護	平成25年 5月1日
株式会社つばさ 北九州市門司区松 原一丁目6番18 号	訪問ナースステー ション海峡つばさ 北九州市門司区松 原二丁目8番20 号	訪問看護 介護予防訪問看護	平成25年 6月1日
介護サービス花月 園株式会社 北九州市門司区花 月園4番10号	デイサービス桑の 実 北九州市門司区上 本町1番44号	通所介護 介護予防通所介護	平成25年 8月1日
株式会社ニチイ学 館 東京都千代田区神 田駿河台二丁目9 番地	ニチイケアセンタ ー小倉訪問看護ス テーション 北九州市小倉北区 木町一丁目5番6 号	訪問看護	平成25年 7月5日
株式会社大成ウェ ルフェア 北九州市八幡西区 舟町3番12号	サンハートデイサ ービス舞ヶ丘 北九州市小倉南区 舞ヶ丘三丁目8番	通所介護	平成25年 8月1日

	32号		
有限会社ともしび 北九州市若松区東 小石町6番36号	デイサービスセン ターそよ風 北九州市若松区東 小石町6番36号	通所介護 介護予防通所介護	平成25年 8月4日
医療法人社団鳥巢 病院 北九州市門司区吉 志五丁目5番10 号	鳥巢病院ヘルパー ステーション 北九州市門司区吉 志五丁目5番10 号	訪問介護 介護予防訪問介護	平成25年 8月6日
有限会社千寿会 福岡県嘉麻市鴨生 222番地1	有限会社千寿会北 九州事業所 北九州市八幡西区 香月中央二丁目1 0番25号	居宅介護支援	平成25年 8月1日
有限会社酒のこが ね屋 福岡県遠賀郡水巻 町樋口1番1号	九州介護サービス あおぞら 北九州市高須北一 丁目12番16号	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与	平成25年 8月1日
有限会社酒のこが ね屋 福岡県遠賀郡水巻 町樋口1番1号	九州介護サービス あおぞら 北九州市高須北一 丁目12番16号	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売	平成25年 8月1日

北九州市告示第345号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2第2号の規定により次のように告示する。

平成25年9月2日

北九州市長 北 橋 健 治

名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	施設又は事業の種類	廃止年月日
岡村クリニック 北九州市八幡西区 黒崎一丁目5番7号	岡村クリニック 北九州市八幡西区 黒崎一丁目5番7号	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション	平成25年 7月3日
稗田医院 北九州市八幡西区 黒崎三丁目4番17号	稗田医院 北九州市八幡西区 黒崎三丁目4番17号	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション	平成25年 7月31日
有限会社 月翔 北九州市小倉南区 若園一丁目3番2号	訪問看護ステーションきらら 北九州市小倉南区 若園一丁目3番2号	訪問看護 介護予防訪問看護	平成25年 6月30日
泌尿科医院 北九州市八幡西区 三ヶ森一丁目6番3号	泌尿科医院 北九州市八幡西区 三ヶ森一丁目6番3号	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション	平成25年 8月1日

北九州市告示第346号

生活保護法（平成25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、指定介護機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の2第2号の規定により次のように告示する。

平成25年9月2日

北九州市長 北 橋 健 治

事業所の所在地の変更

名称		所在地	施設又は事業の種類	変更年月日
さくら支援ステーション八幡西	変更前	北九州市八幡西区千代一丁目7番10号	居宅介護支援	平成25年3月25日
	変更後	北九州市八幡西区船越三丁目6番6号		
ケアプランセンタースマイル	変更前	北九州市小倉南区津田一丁目9番50号	居宅介護支援	平成25年4月1日
	変更後	北九州市小倉北区東篠崎三丁目5番47号		
ケアプランセンターすずらんの家二島	変更前	北九州市若松区東二島五丁目10番23号	居宅介護支援	平成25年5月10日
	変更後	北九州市若松区畠田一丁目4番35-103号		

北九州市公告第687号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成25年9月2日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
業務スーパー馬場山店
北九州市八幡西区金剛二丁目2番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社G-7スーパーマーケット
神戸市須磨区弥栄台四丁目8番地の1
代表取締役 中藤 務
- 3 変更した事項
大規模小売店舗の設置者の名称
 - (1) 変更前
株式会社サンセブン
 - (2) 変更後
株式会社G-7スーパーマーケット
- 4 変更の年月日
平成24年12月25日
- 5 変更する理由
社名変更のため
- 6 届出年月日
平成25年8月20日
- 7 縦覧場所
 - (1) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号
北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課
 - (2) 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号
北九州市八幡西区役所総務企画課
- 8 縦覧期間

平成25年9月2日から平成26年1月6日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成25年12月30日から平成26年1月3日までの日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成26年1月6日までに北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第688号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年9月2日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
北九州市八幡西区金剛二丁目2番1号
業務スーパー馬場山店
- 2 大規模小売店舗の設置者
神戸市須磨区弥栄台四丁目8番地の1
株式会社G-7スーパーマーケット
代表取締役 中藤 務
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
2,970平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる
日
平成20年3月31日
- 6 変更する理由
閉店のため
- 7 届出年月日
平成25年8月26日

北九州市公告第689号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は意見書を北九州市長に提出することができる。

平成25年9月2日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス守恒店
北九州市小倉南区守恒本町三丁目2番105ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社コスモス薬品
代表取締役 宇野正晃
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社コスモス薬品
代表取締役 宇野正晃
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成26年4月28日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,326平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
37台
 - (2) 駐輪場の収容台数
40台
 - (3) 荷さばき施設の面積
50平方メートル
 - (4) 廃棄物の保管施設の容量
18.67立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前10時から午後10時まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

出入口2箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

8 届出年月日

平成25年8月27日

9 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号

北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課

(2) 北九州市小倉南区若園五丁目1番2号

北九州市小倉南区役所総務企画課

10 縦覧期間

平成25年9月2日から平成26年1月6日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成25年12月30日から平成26年1月3日までの日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

11 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成26年1月6日までに北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第690号

地区計画の案及び変更案を作成しようとするので、北九州市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和59年北九州市条例第34号）第2条の規定により次のとおり公告し、当該地区計画の原案及び変更原案を公衆の縦覧に供する。

なお、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項に規定する者は、当該地区計画の原案について、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、北九州市長に意見書を提出することができる。

平成25年9月2日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

地区計画

2 都市計画の名称及び区域

(1) 地区計画の原案

名 称	区 域
藤田二丁目地区	北九州市八幡西区藤田二丁目地内

(2) 地区計画の変更原案

名 称	区 域
浅野地区	北九州市小倉北区浅野一丁目、浅野二丁目及び浅野三丁目地内
舞ヶ丘地区	北九州市小倉南区舞ヶ丘一丁目、舞ヶ丘二丁目、舞ヶ丘三丁目、舞ヶ丘四丁目、舞ヶ丘五丁目、舞ヶ丘六丁目及び大字横代地内

3 都市計画の原案の縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

4 縦覧期間

平成25年9月2日から同月17日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで）

5 意見書の提出要領

当該地区計画の原案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を平成25年9月24日までに上記縦覧場所に到着するように提出すること。